

○砺波広域圏事務組合低入札価格調査制度要領

平成25年8月1日

砺広組訓令第2号

改正 平成28年3月31日砺広組訓令第1号

改正 平成29年3月31日砺広組訓令第1号

改正 平成30年4月2日砺広組訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、低入札価格調査制度（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とすることができる場合において、最低価格入札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査する制度をいう。）の手續きについて定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 前条の対象となる入札は、予定価格が500万円以上の工事（以下「適用工事」という。）の入札を対象とする。ただし、次に掲げる工事の入札については、管理者又は別に定めるところにより契約の締結に関する事務について専決することができる者若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づいて管理者が契約の締結に関する事務を補助執行させる者（以下「契約締結権者」という。）が必要と認めた場合を除き、対象としない。

- (1) 簡易な切土及び盛土工事
- (2) 芝張工事
- (3) 崩土等除去工事
- (4) 区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡及び防護柵工事
- (5) 地下構造物を伴わない建物解体工事

(調査基準価格)

第3条 適用工事の入札にあたり契約締結権者は、予定価格のほかに、相手方となるべき者の入札する価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、個別の適用工事の入札ごとに、予定価格算出の基礎となる仕様書、設計書等により、別表第1の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内において定める。

(失格基準価格)

第3条の2 予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者(以下「失格基準価格算定対象者」という。)がある場合は、失格基準価格算定対象者(失格基準価格算定対象者が3者に満たない場合は、入札参加者のうち、申込みに係る価格(以下「入札価格」という。)が低い者から順に3者)の入札価格を平均した額に10分の9を乗じて得た額(1円未満切捨て)を失格基準価格として設定する。

2 失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が失格基準価格に満たない者は、失格とする。ただし、当該者の入札価格が、予定価格の算定の基礎となった別表第2の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額(次項において「合計額」という。)以上となる場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する入札価格を平均した額を算定できない場合においては、失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が合計額に満たない者は、失格とする。

4 第1項から前項までの規定は、工場生産品等(納品時に仕様を満たすことの検査を行うこと等により、品質が確保されるものと認められるものに限る。)の設計額が直接工事費の10分の7に相当する額を超える場合には、適用しない。

(入札参加者への周知)

第4条 契約締結権者は、適用工事の指名通知書又は発注公告に、調査基準価格を設けたことを明記するものとする。

(落札者の決定等)

第5条 契約締結権者は、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の入札が行われたときには、最低価格入札者を落札者とするものとする。ただし、調査基準価格を下回る入札が行われたときには、契約を担当する課長等(以下「契約担当課長等」という。)は、入札者に対し、落札者の決定を保留し後日結果を通知する旨を告げて当該入札を終了するものとする。

(調査の実施)

第6条 調査担当者は、契約担当課長等及び適用工事の工事を担当する課長等(以下「工事担当課長等」という。)とする。

(1) 調査の方法

調査担当者は、調査基準価格を下回る最低価格入札者を落札者とした場合に、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次号に定める項目について、最低価格入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書(様式第1号)を作成する。

(2) 調査項目

- ア 当該価格により入札した理由（必要に応じ当該入札価格に対応する内訳書を徴収するものとする。）
- イ 当該工事の施工場所付近における手持工事の状況
- ウ 当該工事に関連する手持工事の状況
- エ 当該工事の施工場所と入札者の事業所、資材機材保管場所等との関連（地理的条件）
- オ 手持資材の状況
- カ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- キ 手持機械及び設備の状況
- ク 労務者の具体的な供給の見通し
- ケ 第1次下請契約予定者名及びその契約予定額
- コ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- サ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会によるものとする。）
- シ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払状況等）
- ス その他調査担当者が必要と認める事項

（砺波広域圏事務組合低入札価格審査会の審査及び意見の表示）

第7条 契約担当課長等は、低入札価格調査書を第10条に定める砺波広域圏事務組合低入札価格審査会（以下「審査会」という。）に提出し、その意見を求めるものとする。

2 審査会は、契約担当課長等から意見を求められたときは、必要な審査をし、様式第2号により意見を表示するものとする。

（審査会の意見に基づく落札者の決定）

第8条 契約締結権者は、審査会の意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。

2 契約担当課長等は、審査会の意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であるときは、第6条から第8条第1項の規定を準用するものとする。

（入札者等への通知）

第9条 契約担当課長等は、前条第1項により最低価格入札者を落札者と決定したときは、直ちに最低価格入札者に対し様式第3号により落札した旨を通知するものとする。

2 契約担当課長等は、前条第2項により次順位者を落札者と決定したときは、次の各号に掲げる通知を行うものとする。

(1) 最低価格入札者に対する通知 入札結果通知書（最低価格入札者用）（様式第4号）

(2) 次順位者に対する通知 入札結果通知書（次順位者用）（様式第5号）

(3) 前2号以外の入札者に対する通知 入札結果通知書（入札参加者用）（様式第6号）
（審査会の設置）

第10条 第7条第2項に定める審査を行うため、審査会を設置するものとする。

2 審査会の構成員は、砺波広域圏事務組合入札審査委員会の委員をもって充てる。

3 審査会に会長を置き、事務局長をもってこれに充てる。

4 会長は、審査会の会務を処理し、会議の議長となる。

5 審査会に会長代理をおくことができる。

（監督体制の強化）

第11条 調査基準価格を下回る入札者が落札者となったときは、工事施工期間中における監督員による工事確認業務及び検査員による中間検査業務の強化を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成25年8月9日から施行し、同日以後に実施する入札から適用する。

附 則（平成28年砺広組訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年砺広組訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年砺広組訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月2日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札公告を行う工事に係る入札から適用する。

別表第1（第3条関係）

費用	割合
直接工事費	100分の97
共通仮設費	100分の90
現場管理費	100分の90
一般管理費	100分の55

別表第2（第3条の2関係）

設計書	割合
費用	100分の85
共通仮設費	100分の85
現場管理費	100分の90
一般管理費	100分の55

様式第1号(第6条関係)

低入札価格調査書

調査担当者 所属 _____

職・氏名 _____

調査書作成日 _____

入札番号	第 号
工事名	工事
工事場所	地内
工事概要	
最低価格入札者	
最低入札価格	
予定価格	
調査基準価格	
調 査 結 果	①当該価格により入札した理由
	②手持ち工事の状況(近接工事・関連工事)
	③入札者の地理的条件
	④手持資材の状況及び購入先等
	⑤手持機材及び設備の状況

調 査 結 果	⑥労務者の供給見込み
	⑦第1次下請契約予定者及び契約予定額
	⑧過去に施工した公共工事名及び発注者
	⑨砺波広域圏事務組合が発注した工事についての工事成績
	⑩経営状況
	⑪信用状況
総 合 意 見	⑫その他

(注) 調査担当者は、契約担当課長等又は工事担当課長等とする。

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

(契約担当課長等)

あて

低入札価格審査会長

氏名

低入札価格の審査の結果について

このことについては、下記のとおりです。

記

審査 年 月 日

入札番号	第 号
工事名	工事
工事場所	地内
最低価格入札者	
最低入札価格	円(税抜き)
予定価格	円(税抜き)
調査基準価格	円(税抜き)
(意見)	
(審査結果)	

(注) 審査結果欄には、当該最低入札価格は妥当である。又は当該最低入札価格は妥当ではないと記載する。

様式第3号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

砺波広域圏事務組合
管理者

入札結果通知書(適合通知)

年 月 日競争入札に付した下記工事について、落札者の決定を保留して
いましたが、貴社の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうか
を調査した結果、妥当と認め、貴社を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

- | | | |
|--------|-----|----|
| 1 入札番号 | 第 号 | |
| 2 工事名 | | 工事 |
| 3 工事場所 | | 地内 |

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

砺波広域圏事務組合
管理者

入札結果通知書(最低価格入札者用)

年 月 日競争入札に付した下記工事について、落札者の決定を保留して
いましたが、調査の結果、貴社の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされな
いおそれがあると認め、貴社を落札者としなことに決定しましたので通知します。

なお、次順位者の を落札者にしましたのでお知らせします。

記

- | | | |
|--------|-----|----|
| 1 入札番号 | 第 号 | |
| 2 工事名 | | 工事 |
| 3 工事場所 | | 地内 |

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3
月以内に砺波広域圏事務組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、審査請
求をした場合には、砺波広域圏事務組合管理者に申し立てれば、口頭により意見を述べる
ことができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する採決書を受け取った日の翌日か
ら起算して6箇月以内に砺波広域圏事務組合を被告として(訴訟において砺波広域圏事務組
合を代表する者は砺波広域圏事務組合管理者となります。)、提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する採決を経た後(次の(1)から(3)ま
でのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされて
います。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても採決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき。
- (3) その他採決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

砺波広域圏事務組合
管理者

入札結果通知書(次順位者用)

年 月 日競争入札に付した下記工事について、落札者の決定を保留して
いましたが、調査の結果、最低入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされ
ないおそれがあると認め、次順位者である貴社を落札者とすることに決定しましたので
通知します。

記

- | | | |
|--------|-----|----|
| 1 入札番号 | 第 号 | |
| 2 工事名 | | 工事 |
| 3 工事場所 | | 地内 |

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

砺波広域圏事務組合
管理者

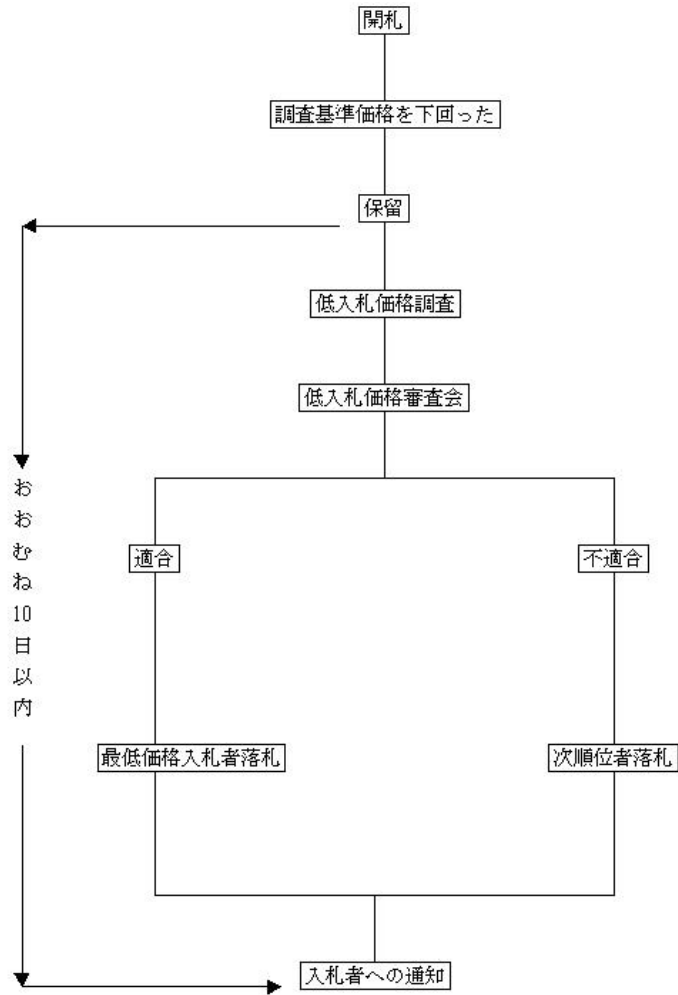
入札結果通知書(入札参加者用)

年 月 日競争入札に付した下記工事について、落札者の決定を保留して
いましたが、 を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

- | | | |
|--------|-----|----|
| 1 入札番号 | 第 号 | |
| 2 工事名 | | 工事 |
| 3 工事場所 | | 地内 |

*手続きフロー



様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条関係)